

特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物）の判定基準

	水濁法に定める排水基準(mg/L)	燃え殻・ばいじん・鉱さい			廃油(廃溶剤に限る)		汚泥・廃酸・廃アルカリ			
		燃え殻・ばいじん・鉱さい(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ以外)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ以外)(mg/L)	汚泥(mg/L)	廃酸・廃アルカリ(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ以外)(mg/L)
アルキル水銀	ND(検出されないこと)	ND	ND	ND			ND	ND	ND	ND
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.05	0.005			0.005	0.05	0.05	0.005
カドミウム又はその化合物	0.1	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
鉛又はその化合物	0.1	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
有機燐化合物	1						1	1	1	1
六価クロム化合物	0.5	1.5	5	1.5			1.5	5	5	1.5
砒素又はその化合物	0.1	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
シアン化合物	1						1	1	1	1
PCB	0.003				(廃油:0.5mg/kg)		0.003	0.03	0.03	0.003
トリクロロエチレン	0.3				3	0.3	0.3	3	3	0.3
テトラクロロエチレン	0.1				1	0.1	0.1	1	1	0.1
ジクロロメタン	0.2				2	0.2	0.2	2	2	0.2
四塩化炭素	0.02				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04				0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1				10	1	1	10	10	1
シス-1,2ジクロロエチレン	0.4				4	0.4	0.4	4	4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3				30	3	3	30	30	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06				0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
1,3-ジクロロプロパン	0.02				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
チウラム	0.06						0.06	0.6	0.6	0.06
シマジン	0.03						0.03	0.3	0.3	0.03
チオベンカルブ	0.2						0.2	2	2	0.2
ベンゼン	0.1				1	0.1	0.1	1	1	0.1
セレン又はその化合物	0.1	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
1,4-ジオキサン	0.5	0.5	5	0.5	5	0.5	0.5	5	5	0.5
ダイオキシン類(単位はTEQ換算)		3ng/g	100pg/L	3ng/g			3ng/g	100pg/L	100pg/L	3ng/g
根拠法令	排水基準を定める省令	判定基準省令	廃掃法施行規則	判定基準省令	廃掃法施行規則	判定基準省令	判定基準省令	廃掃法施行規則	廃掃法施行規則	判定基準省令
		別表第1・第5	別表第1	別表第6	別表第1	別表第6	別表第5	別表第1	別表第1	別表第6

有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準

	水銀を含む 燃え殻・ばい じんの処理 物(mg/L)	その他の燃 え殻・ばいじ ん、鉱さい、 その処理物 (mg/L)	水銀やシア ンを含む汚 泥 其の処 理物 (mg/L)	その他の 汚泥 其の 処理物 (mg/L)
アルキル水銀	ND (検出され ないこと)	ND	ND	-
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.005	-
カドミウム又はその化 合物	-	0.3	-	0.3
鉛又はその化合物	-	0.3	-	0.3
有機燐化合物	-	-	-	1
六価クロム化合物	-	1.5	-	1.5
砒素又はその化合物	-	0.3	-	0.3
シアン化合物	-	-	1	-
PCB	-	-	-	0.003
トリクロロエチレン	-	-	-	0.3
テトラクロロエチレン	-	-	-	0.1
ジクロロメタン	-	-	-	0.2
四塩化炭素	-	-	-	0.02
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	0.04
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	1
シス- 1,2 ジクロロエチレン	-	-	-	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	3
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	0.06
1,3-ジクロロプロパン	-	-	-	0.02
チラウム	-	-	-	0.06
シマジン	-	-	-	0.03
チオベンカルブ	-	-	-	0.2
ベンゼン	-	-	-	0.1
セレン又はその化合 物	-	0.3	-	0.3
1,4-ジオキサン	-	0.5	-	0.5
ダイオキシン類 (単位は TEQ 換算)	-	3ng/g	-	3ng/g
根拠法令	判定基準省令 別表第1、5、6			

特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（廃油）

物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4-ジオキサン	
	3)	3)	3)	3)	3)	3)	3)	3)	3)	3)				3)		3)	
基準値 ⁴⁾ (mg/L (溶出量))	廃溶剤 ¹⁾	3)	3)	3)	3)	3)	3)	3)	3)	3)				3)		3)	
	処理物 ²⁾	廃溶剤の場合	3)	3)	3)	3)	3)	3)	3)	3)	3)				3)		3)
		廃酸、廃アルカリの場合	3	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2			1		5
		廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合	0.3	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.05	0.02			0.1		0.5
排出源		適用															
業種	施設																
19. 紡績業又は繊維製品製造業 若しくは加工業	ト 染色施設 チ 薬液浸透施設																
23 の 2 . 新聞業、出版業、印刷業又は製版業	現像洗浄施設等																
41 . 香料製造業	ロ 抽出施設																
47 . 医薬品製造業	ニ 混合施設																
50 . 第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業	試薬製造施設																
51 . 石油精製業	ホ 潤滑油洗浄施設																
66 . 電気めっき施設																	
67 . 洗濯業	洗浄施設																
71 の 2 . 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるこれらの業務の用に供する施設	イ 洗浄施設																
71 の 5 . トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設																	
写真感光材料製造業	その物質による表面処理施設																

1) 国内で生じたものであって、表中の排出源の施設から生じたもの
2) 1) を処分するために処理したもの
3) 濃度に関係なく特別管理産業廃棄物となる。
4) 「処理物の廃酸、廃アルカリ」はmg/L (含有量)
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は 1, 1, 1 - トリクロロエタンによる表面処理
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる表面処理
(注) 業種番号と施設記号は水質汚濁防止法施行令別表第 1 による。
基準値は、総理府令第 5 号、廃棄物処理法施行規則別表 1 (廃酸、廃アルカリ) による。

特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（汚泥、廃酸、廃アルカリ）

物質名		アルキルHg	総Hg	Cd	Pb	有機P	Cr ()	As	CN	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2ジクロロエタン	1,1ジクロロエチレン	シス1,2ジクロロエチレン	1,1,1トリクロロエタン	1,1,2トリクロロエタン	1,3ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4ジオキサン	DXN	
基準値 ¹⁾	汚泥の場合 ²⁾	N.D.	0.005	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3	
	廃酸、廃アルカリの場合 ²⁾	N.D.	0.05	1	1	1	5	1	1	0.03	3	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1	
	処理物 ³⁾	廃酸、廃アルカリの場合	N.D.	0.05	1	1	1	5	1	1	0.03	3	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1
		廃酸、廃アルカリ以外の場合	N.D.	0.005	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3
排出源		適用																										
業種	施設																											
19. 紡績業又は繊維製品製造業若しくは加工業	ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設																											
23の2. 新聞業、出版業、印刷業又は製版業	現像洗浄施設等																											
31. メタン誘導品製造業	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち蒸留施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設																											
32. 有機顔料又は合成染料製造業	イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設																											
33. 合成樹脂製造業	イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ フッ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設																											
37. 前6号以外の石油化学工業	イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリルの製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミン製造施設のうち、蒸留施設																											

物質名		アルキルHg	総Hg	Cd	Pb	有機P	Cr()	As	CN	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2 ジクロロエタン	1,1,2 ジクロロエチレン	1,1,1 トリクロロエタン	1,1,2 トリクロロエタン	1,3 ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4 ジオキサン	DXN		
基準値 ¹⁾	汚泥の場合 ²⁾	N.D.	0.005	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3	
	廃酸、廃アルカリの場合 ²⁾	N.D.	0.05	1	1	1	5	1	1	0.03	3	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1	
	処理物 ³⁾	廃酸、廃アルカリの場合	N.D.	0.05	1	1	1	5	1	1	0.03	3	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1
		廃酸、廃アルカリ以外の場合	N.D.	0.005	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3
排出源		適用																										
業種	施設																											
37. 前6号以外の石油化学工業	ハ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設																											
	ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設																											
	チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設																											
	ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設																											
	ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設																											
	ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設																											
タ 廃ガス洗浄施設																												
41. 香料製造業	イ 洗浄施設 ロ 抽出施設																											
46. 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ニ 廃ガス洗浄施設																											
47. 医薬品製造業	ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設 ホ 廃ガス洗浄施設																											
50. 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業	試薬製造施設																											
51. 石油精製業	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設																											
66. 電気めつき施設																												

物質名		アルキルHg	総Hg	Cd	Pb	有機P	Cr()	As	CN	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4-ジオキサン	DXN	
基準値 ¹⁾	汚泥の場合 ²⁾	N.D.	0.005	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3	
	廃酸、廃アルカリの場合 ²⁾	N.D.	0.05	1	1	1	5	1	1	0.03	3	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1	
	処理物 ³⁾	廃酸、廃アルカリの場合	N.D.	0.05	1	1	1	5	1	1	0.03	3	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1
		廃酸、廃アルカリ以外の場合	N.D.	0.005	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3
排出源		適用																										
業種	施設																											
67.洗濯業	洗浄施設																											
71の2. 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設																											
71の5. トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設																												
石油製品製造業	蒸留施設																											
廃油	イ 蒸留施設																											
その物質による表面処理施設																												
指定下水汚泥																												

1) 基準値mg/L(溶出量)。ただし「廃酸、廃アルカリ」、「処理物の廃酸、廃アルカリ」はmg/L(含有量)及びDXNの「汚泥、その処理物」はng TEQ/g(含有量)

2) 国内で生じたものであって、表中の排出源の工場又は事業場から生じたもの

3) 1)を処分するために処理したもの

4) 環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注) 業種番号と施設記号は水質汚濁防止法施行令別表第1による。

印の業種番号と施設記号はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2による。

基準値は総理府令第5号(ダイオキシン類は環境省令)、廃棄物処理法施行規則別表1(廃酸、廃アルカリ)による。

金属等を含む産業廃棄物の海洋投入処分に係る基準¹

廃棄物の種類		赤泥 ² 、建設汚泥	有機性汚泥 ³	廃酸、廃アルカリ ⁴
単位		mg/L	mg/kg	mg/L
1	アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出
2	水銀又はその化合物	0.0005	0.025	0.025
3	カドミウム又はその化合物	0.01	0.1	0.1
4	鉛又はその化合物	0.01	1	1
5	有機燐化合物	不検出	1	1
6	六価クロム化合物	0.05	0.5	0.5
7	砒素又はその化合物	0.01	0.15	0.15
8	シアン化合物	不検出	1	1
9	PCB	不検出	0.003	0.003
10	トリクロロエチレン	0.03	0.3	0.3
11	テトラクロロエチレン	0.01	0.1	0.1
12	ジクロロメタン	0.02	0.2	0.2
13	四塩化炭素	0.002	0.02	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.04	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	0.1	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.4	0.43
17	1,1,1-トリクロロエタン	1	3	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.06	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.02	0.02
20	チウラム	0.006	0.06	0.06
21	シマジン	0.003	0.03	0.03
22	チオベンカルブ	0.02	0.2	0.2
23	ベンゼン	0.01	0.1	0.1
24	セレン又はその化合物	0.01	0.1	0.1
25	有機塩素化合物	1	4	4
26	銅又はその化合物	0.14	10	10
27	亜鉛又はその化合物	0.8	20	20
28	フッ化物	3	15	15
29	ベリリウム又はその化合物	0.25	2.5	2.5
30	クロム又はその化合物	0.2	2	2
31	ニッケル又はその化合物	0.12	1.2	1.2
32	バナジウム又その化合物	0.15	1.5	1.5
33	フェノール類	0.2	20	20
34	1,4-ジオキサン	0.05	0.5	0.5

¹ 廃棄物処理法施行令第6条第1項第4号イの規定によるもの

² 赤泥は、廃棄物処理法施行令第6条第1項第4号イ(1)(イ)に掲げる汚泥のうち同令第3の2の2の項に掲げる施設において発生したもの

³ 廃棄物処理法施行令第6条第1項第4号イ(1)(イ)に掲げる汚泥のうち有機性のもの、同号イ(3)に掲げる動植物性残さ及び同号イ(4)に掲げる家畜ふん尿

⁴ 廃酸、廃アルカリは、同施行令別表第3の2の1に掲げる施設において生じた廃酸・廃アルカリであって、船舶に積み込む際のpHを5.0以上9.0以下にしたもの。